

## 根室市情報公開条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、根室市情報公開条例（平成10年根室市条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、市長が管理する公文書の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書等)

**第2条** 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書公開請求書（第1号様式）とし、同条第4項に規定する記載事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 条例第5条第3項に掲げるものにあつては、その者が勤務する市内事務所又は事業所の名称及び所在地
- (2) 条例第5条第4項に掲げるものにあつては、その者が在学する市内の学校の名称
- (3) 条例第5条第5項に掲げるものにあつては、そのものが有する利害関係の内容
- (4) 公文書の公開の区分

2 前項の請求は、原則として本人が行なうものとする。ただし、やむを得ない理由により自ら開示等の請求をすることができない場合は、代理権を有することを証する書類を添えて代理人が行うことができる。

3 前項の規定による代理人が請求を行なう場合は、代理人本人であることを証する書類を提示又は提出しなければならない。

(公文書の公開の決定通知書等)

**第3条** 条例第7条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公文書の公開する旨の決定をした場合 公文書公開決定通知書（第2号様式）
- (2) 公文書の一部を公開する旨の決定をした場合 公文書一部公開決定通知書（第3号様式）
- (3) 公文書を公開しない旨の決定をした場合 公文書非公開決定通知書（第4号様式）

2 条例第7条第4項に規定する決定の期間延長の通知は、公文書公開決定期間延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

3 条例第7条第5項に規定する第三者の意見聴取については、公文書公開請求にかかる意見照会書（第6号様式）及び公文書公開請求に係る意見書（第7号様式）により行うものとする。

4 条例第7条第6項の規定による通知は、公文書公開請求に係る決定のお知らせ（第8号様式）により行うものとする。

(公文書の任意的公開)

**第4条** 条例第12条に規定する公文書の任意的公開の申出をしようとするものは、公文書任意的公開申出書（第9号様式）を提出しなければならない。

2 前項の申出に対する回答は、公文書任意的公開回答書（第10号様式）により行うものとする。

(公文書の写しの交付部数)

**第5条** 条例第8条第1項の規定により公文書の公開を公文書（同条第2項に規定する公文書を複写したものを含む）の写しの交付により行う場合の当該写しの交付部数は、公開請求があった公文書1件につき1部とする。

(公文書目録等の作成)

**第6条** 条例第20条の目録等の資料は、公開請求の受付窓口に備え置くものとする。

(実施状況の公表)

**第7条** 条例第21条に規定する公文書の公開等の実施状況の公表は、公開及び非公開の件数、審査請求の件数その他必要な事項を広報紙に掲載することにより行うものとする。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年6月29日規則第25号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月25日規則第10号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第4条の規定による改正前の根室市情報公開条例施行規則における実施機関の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた実施機関の処分又はこの規則の施行前にされた請求に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。